

全農薬通報

No297

平成 27 年 6 月 20 日

目 次

◎全農薬の主な行事予定（6 月～12 月）

◎組合からのお知らせ

- ・会議等の報告
- ・組合員の動き等
- ・青木理事長勲章受章のお知らせ

◎行政等からのお知らせ

- ・平成 27 年度農薬危害防止運動の実施について
- ・農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組（5 月改正分）
- ・「小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について（要請）」

◎全農薬ひろば

- ・ウツギ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

●理事会

平成27年9月17日(木)第272回理事会(全農薬9F会議室)

11月17日(火)第273回理事会(全農薬9F会議室)

12月10日(木)第274回理事会(全農薬9階会議室)

●第50回通常総会、第38回全国集会・情報交換会

平成27年11月18日(水)(平河町：海運クラブ)

●監査会

平成27年10月23日(金)(全農薬9F会議室)

●安全協

平成27年7月23日(木)安全協常任幹事会

10月5日(月)～9日(金)植物防疫研修会(一社)日植防会議室

10月28日(水)～30日(金)(2泊3日)

農薬安全コンサルタントリーダー研修会(全農薬9F会議室)※研修生が多い場合は別の会場を予定

●農薬シンポジウム

平成27年7月14日(火)神奈川県(神奈川県農業アカデミー)

8月28日(金)青森県(青森県総合社会教育センター)

9月4日(金)北海道(札幌コンベンションセンター2F小ホール)

「植物防疫関係団体」

●農薬工業会

平成27年11月20日(金)虫供養(浅草寺)

●一般社団法人 日本植物防疫協会

平成27年9月17日(木)植物防疫シンポジウム(日本教育会館「一ツ橋ホール」)

10月5日(月)～9日(金)植物防疫研修会(一社)日植防B1会議室

●一般財団法人 残留農薬研究所

平成27年10月2日(金)IET セミナー(アルカデア市ヶ谷)

●公益財団法人 報農会

平成27年9月16日(水)第30回報農会シンポジウム(北とぴあ)

●一般社団法人 日本くん蒸技術協会

平成27年8月5日(水)農薬用マスク研究会30周年記念講演会(十文字中学・高校講堂)

組合からのお知らせ

1. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

- ・日時：平成27年4月21日（火）、15：30～17：00
- ・場所：全農薬9階会議室
- ・議題：

全農薬受発注システム利用拡大について（報告）

全農薬受発注システム利用分野(緑化部門)拡大について

賛助会員（農薬メーカー等）のチラシ検索について

その他

- ・出席者：全農薬受発注システム利用メーカー、全農薬受発注センター、事務局（堀江）

2. 農薬工業会通常総会後の講演会

- ・日時：平成27年5月20日（水）、17時～19時30分
- ・場所：鉄鋼会館
- ・内容：講演会

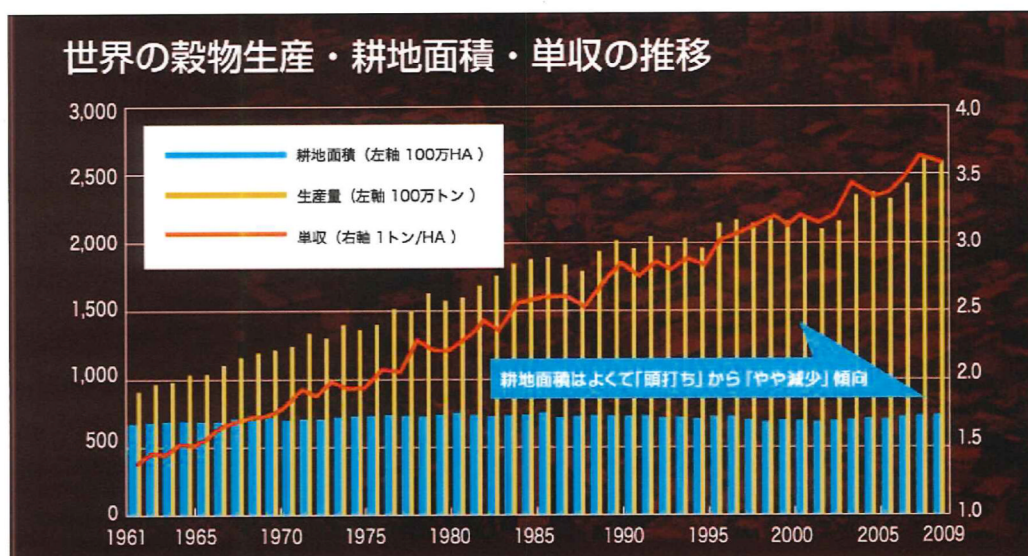
演題：グローバル食料安全保障とアグリビジネス

演者：村田興文氏（日本農産物輸出組合理事長）

- ・出席者：青木理事長、事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）

総会後、農薬工業会前副会長の村田興文（日本農産物輸出組合理事長）氏を講師に迎え、「グローバル食料安全保障とアグリビジネス」と題した講演が行われた。

これまでの35億人から70億人への人口倍増を支えてきたのは耕地面積の拡大ではなく農業技術（種苗・肥料・農薬（植物保護）・機械化）による増収



講演で村田氏はこれまで、人口増を支えてきたのは耕地面積の拡大ではなく、農業技術の進歩がこれを支えてきた。特に、種苗、肥料、農薬、防除、機械化が果たした役割は大きい。と説明され、今後の農産物の輸出戦略の方向としては・・・・・・

- 自給率から持久力への転換、食料安全保障の強化と同時に輸出力強化へ、その背景には日本国内の耕地面積及び農地利用率最大化が必要。
- 農産物輸出を目的とした農業生産・製品加工・マーケティングが必要
- 国策として農産物輸出戦略実行（政府が農産物輸出ビジネスモデルのリーダーシップをとる必要がある。）
- 国境措置の一環である残留農薬のインポートトレランス、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）と共に輸入業者が求める食品安全認証（Global GAP や FSSC22000 等）、HACCP・ハラール認証等への取組のスピードアップ化。

また、昆虫学会等の研究者は中国にもカツオブシムシがいることを国際学会等でどんどん発表して欲しい。そしたら余分な燻蒸処置無しで日本の美味しい安全なお米が中国に輸出出来る。等・・・

村田講師からは日本農業、日本産農産物に対する希望の持てる講演がなされた。

農薬工業会は、都内の「鉄鋼会館」第 84 回通常総会を開催し、役員人事を行い、

- ・新会長 平田公典 氏（日産化学工業取締役専務執行役員）
- ・副会長 西本 麗 氏（住友化学代表取締役専務執行役員）留任
- ・副会長 小池好智 氏（クミアイ化学工業代表取締役社長）新任
- ・副会長 栗田道郎 氏（ダウ・ケミカル日本代表取締役副社長）新任
- ・専務理事（常勤）阪本 剛 氏（事務局）



を選出した。また、委員長人事では、次の5氏が選任された。

- ・広報委員長 加藤天輝 氏（日産化学工業）
- ・国際委員長 辻川立史 氏（日本曹達）

- ・運営委員長 藤井常宏 氏（日産化学工業）
- ・技術委員長 原 正樹 氏（住友化学）
- ・安全対策委員長 白岩 豊 氏（日本農薬）

また、神山洋一前会長、村田興文前副会長、廣瀬 薫前運営委員長、服部光男前技術委員長は退任した。

● 懇親会での平田会長挨拶



この度、農薬工業会の会長に選任されました日産化学の平田公典でございます。本日はご多忙のところ農薬工業会総会懇親会にご参加を賜り誠に有難うございます。神山前会長の後を引き継がせて頂くこととなりましたが、何卒よろしくお願い申し上げます。

先程、第84回通常総会が無事終了致しました。総会において、平成26年度事業報告・決算並びに平成27年度事業計画・予算の承認とともに平成27年度の理事・監事が選出されました。また、臨時理事会を開催し、平成27年度新執行部として副会長に住友化学の西本さんの留任、新たにクミアイ化学工業の小池

さんとダウ・ケミカル日本の栗田さんが副会長に選任されました。また、常勤専務理事には阪本さんが昇任いたしました。更に各委員長として、広報委員長は日産化学の加藤さん、国際委員長は日本曹達の辻川さんに留任いただき、新しく運営委員長に日産化学の藤井さん、技術委員長に住友化学の原さん、安全対策委員長に日本農薬の白岩さんを指名させていただきました。この新執行部が一丸となり、平成27年度の事業計画を推進することになります。皆様のご支援とご協力、宜しくお願い申し上げます。

また、ご退任されます神山前会長には副会長あるいは会長を通算で3年、村田前副会長には4年お務めいただき、多大なご貢献を賜りましたことに対し、会を代表し厚くお礼申し上げます。また、2年間お努めいただいた日本農薬の廣瀬前運営委員長、8年の長きに亘ってお務めいただいた日本曹達の服部前技術委員長にも、本席をかりましてご尽力に厚くお礼申し上げます。

さて、農薬工業会は平成25年4月をもって60周年を迎えたことを契機に、将来ビジョンの検討を開始し「JCPA VISION 2025」の作成に至りました。

昨年度は、ビジョンの周知とともに、理事会社23社が連携して会員各社への草の根活動を「未来（M）に向けた、工業会（K）の、プロジェクト（P）、理事会社23社連携（23）」を意味するMKP23」と名付け、また、農薬流通・生産者への安全啓発活動を「農薬ナビゲーター」と名付けてトライアルを実施いたしました。これらは、神山前会長の強い意志により行われたものです。本年度は神山前会長の方針を引き継ぎ、重点事業課題を推進する所存であります。

平成 27 年度の重点事業課題といたしましては、①「JCPAVISION 2025」実現に向けた計画推進、②ARfD に続く作業者暴露や原体規格管理と言った農薬登録制度に対する諸課題への的確な対応等の 7 項目を掲げ、各委員会の具体的な活動計画の基軸とすることといたしました。

更に本年は、TPP 交渉や農協改革等、交渉次第では我が国の農業環境に大きな影響をもたらす変化が予測される一方で、政府による「食料・農業・農村基本計画」の改訂や「農林水産業・地域の活力創造プラン」の策定を受けた新たな農業政策が推進されるものと想定されます。農薬工業会といたしましては、「日本の食料生産と農業技術の役割」を担う農薬への理解を広げるべく、関係諸団体と連携の下、適宜、方策を検討して参ります。

最後になりましたが、農薬工業会は農薬の安全性への信頼を高め、安全かつ持続的な農産物の生産に資することを通じて社会への貢献を図ってまいります。

当会の更なる前進のため、皆様方の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。と、挨拶。

●来賓挨拶（農林水産省瀬川農産安全管理課長）



ご紹介いただきました農産安全管理課の瀬川です。

平田会長をはじめ、農薬工業会の役員及び会員の皆様、また、本日お集まりの関係者の皆様には、日頃より、農林水産行政とりわけ、農薬行政の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。改めて感謝を申し上げます。

本年 4 月に前任の朝倉を引き継ぎましたが、それまでの 3 年 8 ヶ月の間、農薬対策室長として、主として農薬登録制度の刷新に順次取り組んできました。昨年は 2 つの大きな動きがあったものと考えております。1 点目は、生産資材のコスト低減への対応です。

皆様の記憶にも新しいことと思いますが、一昨年末、「珠立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で農薬登録申請の手数料を行政コストに見合った適正な金額に改めるとともに、一方で、我が国農業の「国際競争力強化」のために生産資材コストの低減に協力頂いていることを鑑み、審査期間の短縮や申請方法の見直し等により、申請者の負担軽減を図るべきこととされました。

これを受け、皆様からのご要望や検討も踏まえ様々な見直しを行って参りました。

昨年 12 月には、水稻除草剤について、新規登録や変更登録の際に速やかに全国の農家に除草剤を提供できるよう、適用地帯や適用土壌による区分を廃止いたしました。以来、新方式の変更申請を多数いただいているところです。また、昨年 5 月にお知らせしましたが、OECD 方式による登録申請、英文の群験成績を受付けております。丁度、今月がその完全施行になりますが、今後、申請していただく飯規有効成分については、提出

資料が変わるだけでなく、旧来の農林水産省・F A M I C、食品安全委員会、厚生労働省という直列的な審査から、関係府省による並列的な審査に変わることになります。

これらにより、農薬メーカーの皆様にも申請に係る費用の軽減あるいは審査期間の短縮が図られるものと考えております。

一方で、水田除草剤の登録方法の変更、登録申請の並行的審査のいずれにせよ、この見直しをうまく活用し、そのメリットを農業現場に還元していただけるかは、メーカーの皆様のご取り組みにかかっている部分もあります。

2点目が短期暴露評価の導入です。農産物の安全性を一層向上するとともに、生産現場の混乱を防ぐため、農薬メーカーの皆様にも主体的な取り組みをお願いしております。

これについても引き続きよろしくお願いいたします。

3点目がこれからの話になります。今年3月に、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。この基本計画の中では、食糧の安定供給に関する施策の一つとして、「安全で有効な農薬を敏速に供給するため、農薬登録審査に当たって、国際的に用いられている方法を導入して科学的な審査を充実させるとともに、国際的な共同評価への参加等により審査を迅速化する」ことがかなり具体的に謳われています。

これを受け、本年度は、マイナー作物に使用できる農薬を早期に最低限のコストで登録できるよう、作物グループ単位での登録も可能とする仕組みの導入に尽力していきます。

また、各国の農薬規制当局と共同で評価を行い、審査期間の短縮と評価結果の調和を目指すジョイントレビューの本格参加をしたいと考えております。この他、原体規格の導入などの課題についても着実に準備を進めて参ります。

3. 一般社団法人 農林水産航空協会 理事会

- ・日時：平成27年5月21日（木）、14時～
- ・場所：都道府県会館
- ・議案：
 - 第1号議案 平成26年度事業報告に関する件
 - 第2号議案 平成26年度財務諸表承認に関する件
 - 第3号議案 公益目的支出計画実施報告書承認に関する件
 - 第4号議案 役員の改選に関する件
- その他
- ・出席者：青木理事長、堀江参事

4. 公益社団法人 緑の安全推進協会 理事会

- ・日時：平成27年5月22日（金）、10：30～12：00
- ・場所：全農薬9階会議室
- ・議題：

付議事項

第1号議案 平成26年度事業報告・収支決算（見込）の件

第2号議案 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項、その他

第3号議案 任期満了に伴う役員候補者推薦の件

第4号議案 役員報酬について

第5号議案（その他）

会員の入会及び退会の件

各委員会等の委員選任について

協会設立20周年事業について

職務執行報告

その他

- ・出席者：青木理事長、堀江参事

5. 一般社団法人 日本植物防疫協会 理事会

- ・日時：平成27年5月27日（水）、15：30～17：00

- ・場所：一般社団法人 日本植物防疫協会 会議室

- ・議事：

第1号議案 平成26年度事業報告及び収支決算に関する件

第2号議案 正会員の承認に関する件

第3号議案 役員人事に関する件

第4号議案 その他

- ・出席者：青木理事長

6. 一般社団法人 農林水産航空協会 総会

- ・日時：平成27年6月11日（木）、14：00～

- ・場所：都道府県会館

- ・議案：

第1号議案 平成26年度事業報告に関する件

第2号議案 平成26年度財務諸表承認に関する件

第3号議案 平成27年度会費の分担及び徴収方法に関する件

第4号議案 平成27年度役員報酬の総額に関する件

第5号議案 役員の改選に関する件

その他

- ・出席者：青木理事長、堀江参事

一般社団法人農林水産航空協会は平成27年6月11日（木）14時から都内、「都道府県会館401号会議室」において第113回総会を開催し、役員改正を行った。

新会長には前常務理事の斉藤武司氏が昇格した。なお、前任の関口洋一氏は技術顧問となった。新役員の顔ぶれは以下のとおり。

● 新役員名簿

会 長	斎藤 武司	(一社) 農林水産航空協会
常務理事	長谷川 裕	(一社) 農林水産航空協会 (新任)
理 事	中島 満	(一社) 農林水産航空協会
	横山 昌雄	(公財) 日本植物調節剤研究協会
	立野 良太郎	朝日航洋株式会社
	宇田川 雅之	東邦航空株式会社
	柴田 拓	中日本航空株式会社
	西 修平	鹿児島国際航空株式会社
	天野 徹夫	全国農業協同組合連合会
	鈴木 直	全国農業共済協会
	馬場 利彦	全国農業協同組合中央会 (新任)
	松本 広太	全国農業会議所
	西本 麗	農薬工業会 (新任)
	石岡 修	ヤマハ発動機株式会社
	尾崎 英一	ヤンマーヘリ&アグリ株式会社
	青木 邦夫	東海スカイテック株式会社
	関口 洋一	農林水産航空協会 (顧問)
監 事	池田 晃司	全国農薬協同組合 (新任)
	高橋 正幸	高橋正幸公認会計士事務所 (公認会計士)

来賓挨拶

■ 農林水産省植物防疫課防除班 春日井課長補佐挨拶(概要)

第113回農林水産航空協会総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、日頃より植物防疫事業、特に農林水産航空事業の円滑な実施にご支援、ご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

(農林水産航空事業について)

早速ですが、私からは、最近の農林水産航空事業の情勢について、3点申し上げたいと思います。

● 1点目はいわゆるドローン等小型無人機に関する動向についてです。

本年4月22日に首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を踏まえ、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進めているところです。去る6月2日に「第3回小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」が開催され、新たな産業の健全な発展を促すとともに、国民の安全・安心を確保する観点から、「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」がとりまとめられたところです。農林水産省では、無人ヘリコプターを活用した農薬散布作業等について、ガイドラインを策定し、貴協会や都道府県

等の協力を得つつ、機体の登録、オペレーターの認定等の安全確保対策に取り組んできたところですが、積載重量が小さい、いわゆるドローン等について、安全・適正な農薬散布を確保する観点から、貴協会の協力を得ながら、取り扱いについて検討してまいります。

●2点目は航空事業の安全対策についてです。有人ヘリコプターについては、これまでの7年間全く無事故がなく、安全に実施していただいております。貴協会及び会員のご尽力と感謝しております。一方、無人ヘリコプターについては、近年急速に実施面積が増加しており、それに併せて農薬散布中の事故も多数報告されています。26年度の発生件数は49件と、25年度より11件増加しており、そのうち41件が架線等に接触した物損事故でした。また、機体に衝撃を与えたにも関わらず、機体を継続して使用したことにより、機体の一部が折損してオペレーターに直撃したと考えられる事故が初めて報告されました。このような、事故の内容を解析してみると、「事前の確認不足による障害物の見落とし」、「オペレーターと合図マンの連携不足」、「オペレーターの操作ミス、目測誤り」が原因と考えられます。貴協会におかれましては、引き続き、様々な機会を通じて安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

●3点目は、労災保険の特別加入についてです。

これまで、無人ヘリコプターのオペレーター及び合図マンの労災保険への加入は、一定の経営規模以上であること等の条件があり、全員が加入対象となっておりませんでした。

農林水産省では、25年度に発生した死亡事故を踏まえ、関係省庁と検討を重ねた結果、関係規則の改正により、本年4月1日から、経営規模にかかわらず、全ての方が労災保険へ加入することが可能となりました。

貴協会におかれましては、多くの方が労災保険へ加入いただけるよう、周知方をお願いします。

最後になりますが、現在、関係府省庁により検討されている小型無人機の規制では、農水省と貴協会が協力して実施している産業用無人ヘリコプターのガイドラインが優良な事例となると考えられています。今後も貴協会の活動を通じ、農業の生産性の向上、消費者の理解の向上等に寄与され、これまでも増して社会の期待に添えていただくようお願い申し上げます。

7. 一般社団法人 日本植物防疫協会 総会

・日時：平成27年6月12日（金）、15：00～16：45

・場所：ホテルラングウッド2階

・議事：

第1号議案 平成26年度事業報告及び収支決算に関する件

第2号議案 役員人事に関する件

第3号議案 役員報酬に関する件

第4号議案 会費に関する件

第5号議案 その他

- ・出席者：青木理事長、事務局（堀江参事、宮坂技術顧問）



●総会会場の様子



●（一社）日本植物防疫協会役員の皆さん

開会に当たり挨拶する上路理事長と挨拶内容

一般社団法人日本植物防疫協会の第4回総会の開会に当たりご挨拶申し上げます。

本日は大変ご多忙の中、会員の皆様、来賓の皆様にご臨席を賜り、誠に有り難うございます。

今年は戦後70年の節目の年といわれていますが、終戦の翌年には当協会の前身である農薬協会が発足し、以後、官民一体となった植物防疫の推進が戦後の農業振興を支えてきました。この間の農業の進歩はめざましいものがあり、とりわけ優れた農薬の開発は、生産性の向上ばかりでなく、国際的にも評価が高い我が国農産物の品質向上にも多大な貢献をしてまいりました。戦後70年を経過し、植物防疫をめぐる環境も当時と大きく様変わりしていますが、病虫害の潜在的なリスクとその防除の必要性は、いささかも変わるものではないと認識しております。

このような中、昨年の6月から日本植物防疫協会の理事長をつとめてまいりました。

ところで、当協会は平成24年4月から一般社団法人として再出発したところですが、当初の2年間は財務基盤の安定をはじめ新法人を円滑に船出させることが重要な目標でありました。3年目となる昨年度は、各種事業の一層の的確な推進をはかるとともに、将来



を見据えた3点の重点課題を掲げ、取り組んでまいりました。

ひとつめは、協会の情報発信機能の充実と会員組織の充実です。近年、全国の植物防疫組織の弱体化が進み相互の連帯感が薄れがちになっていることに懸念を抱く関係者が増えています。植物防疫に関する情報媒体が大きく様変わりし、長年親しまれてきた情報紙が廃刊となったことも、こうした懸念に拍車をかけております。

その一方で、当協会は全国の植物防疫関係者の団体であり、将来においてもそうありつづけなくてはなりません。従って、全国の関係者をひろく会員とすることを通じて植物防疫関係者のネットワークを強化していくことは、当協会の重要な使命でもあります。そして、そのためには会員への情報提供機能を大きく充実させていくことが不可欠です。

このような考えにたち、昨年度は会員通信「植防コメント」を刷新するなど、幾つかの意欲的な取り組みをすすめてまいりました。この結果、会員も100名ほど増加することができました。今年度においてもこの重点課題を継続し、会員の拡大を通じた関係者のネットワーク強化と情報発信の一層の充実に積極的に取り組んでまいります。

ふたつめは、前年度を上回る依頼をいただいた受託試験への取り組み強化です。受託試験の増加には主にふたつの背景があります。ひとつは新剤の開発が相次いでいること、もうひとつは昨年唐突に決定された短期暴露評価導入に伴う対応です。これら多くの試験依頼に確実に応えていくため、昨年1月に開設した岡山試験地の活用など協会試験施設をフル稼働させるとともに、都道府県植物防疫協会にも多大なご協力をいただくなど、試験の受託推進に取り組んでまいりました。この結果、受託試験による収益は当初計画を大きく上回ることができました。

なお、さきほどご紹介した短期暴露評価は既登録剤に大きな影響を及ぼし、そのままでは現行登録が維持できないものがかなり出てきております。このため、昨年後半からデータ追加や使用法見直しのための作物残留試験が急増し、既登録剤を保有する企業にとってそのためのコスト増加が大きな負担となっています。言うまでも無く、既登録剤は生産現場にとって大変重要な防除手段であり、中には他に代替農薬が無い場合もあります。

そこで、受託試験から得た収益の一部を「基金」として造成し、既登録剤に助成していくことを決めました。その基金の総額としては1億円を想定しております。当協会としては、生産現場における防除に支障がでないよう、既登録剤登録維持に係る早期のデータ作成と、基金による助成、さらに代替剤検討の3つの側面から積極的に支援してまいります。みつめは、地域における植物防疫の振興のため、都道府県植物防疫協会との連携を強化することです。具体的には、これまで構築してきた緊密な関係を継続することに加え、新

たに県協会の会員となってその財政基盤を支援する等の取り組みを推進しました。こうした取り組みは、安定的な試験体制の確保だけでなく、植物防疫関係者の連帯感の強化にもつながっていくと確信しております。

以上、平成26年度に重点課題として掲げた事項についてご紹介しました。各事業の詳細については、のちほど議事の中で報告させていただくと思いますが、いずれも計画どおり順調に実施することができ、平成26年度の正味財産は前年度以上を確保いたしました。これも一重に会員各位と関係機関の温かいご支援・ご指導の賜と、深く感謝申し上げます。

このほかの特記事項として、昨年秋に宮崎試験場の管理棟の改築工事が終わり、効率的に試験業務に取り組めるようになったことをご報告します。

最後になりましたが、平成27年度の取り組み方針について述べさせていただきます。

我が国農業をとりまく環境が大きく変化しつつある中、植物防疫を着実に推進していくために当協会が果たすべき役割は一層大きくなっているとの認識にたち、平成27年度は、前年に掲げた基本方針を継承しつつ、3つの重点課題に取り組んでいくこととします。すなわち「前年以上に増加している受託試験に全力をあげて取り組むこと」「会員の拡充に取り組むとともに情報発信の一層の充実に取り組むこと」「既登録剤の登録維持のための緊急助成に取り組むこと」であります。

また、好調な受託試験収益におごることなく、堅実で質素な財務管理につとめてまいります。そして、これら着実な事業運営を通じ、会員ならびに関係各位にこれまで以上に信頼され親しんでいただける協会を目指したいと思っております。

引き続き皆様の温かいご支援をお願いし、挨拶と致します。

8. 公益社団法人 緑の安全推進協会 総会

・日時：平成27年6月18日（木）、14：00～15：30

・場所：ビジョンセンター日本橋 504会議室

・議事：

報告事項 平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）事業報告の件
決議事項

第1号議案 平成26年度事業及び収支決算承認の件

第2号議案 理事12名選任の件

第3号議案 監事2名選任の件

第4号議案 その他

報告 平成27年度事業計画及び収支予算の件、その他

・出席者：青木理事長、堀江参事

公益社団法人 緑の安全推進協会役員人事

（公社）緑の安全推進協会は6月18日（木）都内中央区日本橋の「ビジョンセンター

日本橋」会議室で総会を開き、役員人事を決めた。新役員は以下のとおり。

なお、吉村正機会長は退任した。



● 総会会場の様子（挨拶する吉村会長）

会 長 齋藤 登（非常勤）

副会長 平田公典

副会長 小林由幸

専務理事 内田又左衛門

理 事 青木邦夫、尾嶋正弘、小田敏晴、坂井哲四郎、壇辻寛和、姫島正樹
宮田敏宥、矢野俊彦

監 事 小西敏之、 阪本 剛

（敬称略）

9. 農薬工業会主催「農薬危害防止に関する講演会 」

～保護具について考える～

農薬工業会は、関係行政機関・団体等のご協力の下、農薬適正使用の推進並びに農薬使用者・周辺環境・作物等に対する危被害の防止と啓発のため、農薬使用者の方々に農薬安全対策情報・資料の提供や講師派遣事業等に積極的に取り組んでいる。今回の講演会は、農林水産省等による「農薬危害防止運動」（6 月～ 8 月）に対応したもの。

日時：平成 27 年 年 6 月 18 日(木) 13：30-17：00

場所：日本教育会館 707 号室(7F)

主催者：農薬工業会 安全対策委員会

● 講演会

（1）開会 挨拶：白岩 豊 安全対策委員会委員長 13:30～13:35（農薬工業会）

（2）.H27 年度農薬危害防止運動の実施について：13:35～14:15(40 分)

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室 平林係長

(3)「農薬用保護マスク」って? : 14:20~15:20(60 分)

種類と使用方法 (株)重松製作所企画部長 今川輝男 氏

休憩 15:20~15:35 (15 分)

(4) 防護服に関する紹介 : 15:35~16:35 (60 分)

- ・ 液状農薬散布者が使用する防護服に関する試験規格の紹介

(一財)カケンテストセンター 技術部東京技術室 辻 創 氏

- ・ JIS 規格適合液状農薬散布者用防護服について(製品紹介)

アゼアス(株) 防護服・環境資機材営業本部営業戦略担当 笹子純一 氏

(5) 質疑応答 : 16:35~16:50 (15 分)

(6) 動画『農薬の正しい使い方』: 16:50~16:55 (5 分)

- ・ 保護具の着用

(7) 閉会 挨拶 : ~17:00

- ・ 出席者: 宮坂技術顧問



開会挨拶をする白岩豊 安全対策委員会委員長と農薬の危害防止運動について説明する農薬対策室平林係長



農薬用マスクの効果について、市販のサージェリーマスクと農薬用マスクとの効加の違いについて具体的に分析機器を用い説明する(株)重松製作所企画部長の今川輝男氏。マスクの目的は違うものの一目瞭然。

【代表者交代】

(敬称略)

・山形日紅株式会社

(旧) 代表者：石黒功 ⇒ (新) 栗谷晃

※旧代表者 石黒功 は、取締役相談役に就任

・株式会社加村農薬

(旧) 旧代表者：村田憲英 ⇒ (新) 栗谷晃

※旧代表者 村田憲英は株式会社石黒製薬所の代表取締役社長に就任

・株式会社松村農園

(旧) 松村博三 ⇒ (新) 松村真介

※旧代表松村博三は取締役副会長に就任

【支部長交代】

【山梨県】

(敬称略)

(旧) 三枝 攻 ⇒ (新) 狩野安昭

【安全協幹事交代】

【静岡県】

(敬称略)

旧幹事：村田憲英 ⇒ 新幹事 栗谷晃

【道府県農薬卸売業者団体 代表者交代】(敬称略)

・静岡県農薬卸商業協同組合：旧理事長 村田憲英 ⇒ 新理事長 栗谷晃

・兵庫県農薬卸商協同組合：旧理事長 梅津隆行 ⇒ 新理事長 古川紀彦



青木理事長勲章受章

全国農業協同組合の青木邦夫理事長が長年にわたる役員及び理事長としてのご活躍、ご功績が高く評価され農業振興功勞により旭日小綬章を授章しました。

5月14日（木）農林水産省講堂において勲章授賞式が行われ、昼食後、皇居で天皇陛下への拝謁が行われました。7月2日（木）三重県四日市市の「四日市都ホテル」にて16時から祝賀会が開催される予定です。皆さんで祝福したいと思います。おめでとう御座いました。

勲章を付け写真に収まった青木邦夫理事長ご夫妻。



写真：M

行政からのお知らせ

■平成 27 年度 農薬危害防止運動の実施について

平成 27 年 4 月 24 日

「平成 27 年度 農薬危害防止運動」の実施について

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を 6 月から 8 月にかけて実施します。

○農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える 6 月から 8 月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

○実施期間

原則として、平成 27 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 か月間。

○実施事項

主な実施事項は以下のとおりです。

(1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による、農薬及びその取扱いに

関する正しい知識の普及啓発

(2) 農薬による事故を防止するための指導

(3) 農薬の適正使用等についての指導

(4) 農薬の適正販売についての指導

(5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

○実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が運動の実施主体です。また、農薬の使用現場においては、関係団体等が一体となって運動を推進します。



■ 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組(5月18日改訂)

農薬は、品質の良い農産物を安定的に国民に供給するために必要なものです。ただし、多くの場合、農薬は野外で使用されるので、使用する際には蜜蜂などの有用生物やその他の周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要です。農薬の使用が蜜蜂に悪影響を及ぼさないよう、我が国ではさまざまな取組を行っています。

2013年5月、EUは、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定しました。これを受けて、我が国でもこれらの殺虫剤に対する関心が高まっています。

この関心の高まりに应运、蜜蜂への危害を防止することを目的として我が国で行っている取組を広く国民の皆様にご覧いただくため、その内容をQ&Aの形で、農林水産省のホームページにおいて2013年8月から紹介しています。

2014年9月18日に、農林水産省が2014年6月に公表した「蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策について」及び(独)農研機構が2014年7月に公表した「夏季に北日本水田地帯で発生が見られる巣箱周辺でのミツバチへい死の原因について」等の内容を反映しました。

2015年4月2日に、米国環境保護庁(EPA)が、4種類のネオニコチノイド系農薬に対し、新たな使用方法については承認しないことを公表したことを反映し、改訂いたしました。

Q1. 農薬を使うのに、何か規制やルールがありますか。

Q2. 農薬による蜜蜂の被害を防ぐため、日本ではどのような対策がとられているのでしょうか。

Q3. 日本では、農薬による蜜蜂の被害はどの程度発生しているのですか。

Q4. 2008年の日本における蜜蜂不足の原因は何だと考えていますか。

Q5. 農薬の蜜蜂への影響について、我が国では、どのような試験研究を実施しているのでしょうか。

Q6. EUにおいて、ネオニコチノイド系農薬の使用が制限されることとなったとのことですが、その内容はどのようなものですか。

Q7. 米国において、ネオニコチノイド系農薬の使用が制限されることとなったとのことですが、その内容はどのようなものですか。

Q8. これらのネオニコチノイド系農薬は、日本でどのように使われているのですか。

Q9. 我が国でもEU、米国と同様にネオニコチノイド系農薬の使用を制限しなくてもいいのですか。

お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

代表：03-3502-8111（内線 4500）ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774

Q7. 米国において、ネオニコチノイド系農薬の使用が制限されることとなったとのことですが、その内容はどのようなものですか。

米国環境保護庁（EPA）は、4種類のネオニコチノイド系農薬の新たな使用方法を承認しないこととしました。

米国で農薬の登録審査を行う機関である環境保護庁（EPA）は、2015年4月2日に、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム、ジノテフランの4種類のネオニコチノイド系農薬に対し、新たな使用方法については承認しないことを公表しました。なお、既に登録されている使用方法を変更する予定は、今のところないとのこと。EPAは、ネオニコチノイド系農薬の再評価をすすめており、その中で、新しい蜜蜂の安全に係る試験を要求しています。そのデータが提出され、それに基づいた花粉媒介者へのリスク評価が終わるまでは、野外での新たな使用方法を承認しないことを、ネオニコチノイド系農薬の登録メーカーに通知しました。4種類のネオニコチノイド系農薬の再評価が終了するのは、2017年から2018年とされています。

以前に承認された使用法は変わりません。

この措置の対象となるのは、以下の場合であり、既に登録されている使用方法には適用されません。

- ・ 新たな使用方法（適用される作物グループの拡大も含む）
- ・ 使用方法の追加（例：航空機による防除）
- ・ 試験での使用
- ・ 新たな地域限定登録

また、この措置は暫定的なものであり、対象の農薬でしか対処できないような甚大な害虫の被害が新たに生じた場合には、緊急の農薬使用を認めるかどうかを検討することとなっています。

Q9. 我が国でもEU、米国と同様にネオニコチノイド系農薬の使用を制限しなくてもいいのですか。

これらの農薬は水稻のカメムシ防除に重要です。

稲の花が開花して受粉し、乳液状のデンプンが糊にたまり始めると、カメムシがこれを好んで吸いに来ます。カメムシに吸われた米粒は、成熟が止まってしまうたり、吸われた痕が黒くしみになったりし、いわゆる斑点米ができてしまいます。斑点米は、米の商品価値

を著しく下げるため、カメムシの防除は米の生産において重要です。これらの ネオニコチノイド系の殺虫剤（イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム、 シノテフラン）も、他の系統のいくつかの殺虫剤と同様にカメムシのような吸汁害虫に 対して優れた防除効果を持ちます。

これらの農薬はカメムシ防除に用いられる他の殺虫剤に比べて、人や水生生物に
対する毒性が弱いです。

これらのネオニコチノイド系農薬は、カメムシの防除に使われる他の殺虫剤に比べて人に
対する毒性が弱いので、水田で働く人が自分の健康や米を食べる人の健康を考慮に いた
場合使いやすいのです。水生生物に対する毒性も弱く、水田の下流に位置する河 川や養
魚池などへの影響を心配する必要もありません。他の殺虫剤の中には、油脂に溶 けやす
く、稲に使用すると稲わらを餌とする家畜の肉などに残りやすいため、使用時に 注意
が必要なものもあります。しかし、ネオニコチノイド系農薬は、油脂に溶けにくく 畜産
物にはあまり残留しません。ネオニコチノイド系農薬はこのような特性を持っているた
め、水稻のカメムシ防除の 場面で広く利用されています。

我が国では、水稻のカメムシ防除で殺虫剤を使用する時期に蜜蜂の被害が多く報告され
ています。

我が国では、夏に水稻のカメムシ防除を目的として殺虫剤を使用する時期に、蜜蜂の被
害が多く報告されています。これは、夏には、蜜蜂が利用できる花が少なく、稲の花粉を
求めて蜜蜂が水田を訪れることと関連しているのではないかといわれてきました。2013
年度に農林水産省に報告があった被害事例のうち、大半が水稻のカメムシ防除 の時期に水
田の周辺で発生していました。また、試験研究でも、水田周辺に設置した巣 箱の蜜蜂がイ
ネの花粉を集めることが裏付けられました。

農林水産省は今回の調査結果にもとづき、都道府県に対して以下の指導を行いました。

- ・ 蜜蜂が殺虫剤を浴びないように養蜂家と水稻農家が都道府県を通じて巣箱の位置や農
薬の使用時期等の情報の共有を徹底すること。
- ・ 水稻の開花期に水田周辺に置かれた巣箱の蜜蜂が水田に飛来すること、その際にカメ
ムシ防除のために水田に散布する殺虫剤を浴びると蜜蜂の被害が生じることを水稻
農 家、養蜂家、都道府県の養蜂担当部局や農薬使用指導部局に広く知っていただく
こと。
- ・ 水田に囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所では、蜜蜂が水田に飛来
しやすくカメムシ防除の際に散布される殺虫剤を浴びる確率が高くなるため、養蜂
家に、 被害発生の低減のためにはこのような場所にはできるだけ巣箱を置かないよ
うにする か、水稻の開花期に巣箱を退避してもらうこと。また、水稻農家に、蜜蜂
の活動が盛ん な時間帯（8 ～12 時）の農薬散布を避け、できるだけ早朝、または

タ刻に散布したり、蜜蜂が浴びにくい形の殺虫剤（粒剤の田面散布）を使用するなどの対策を実施してもらうこと。カメムシ防除の効果、蜜蜂への悪影響の程度、人や水生生物への影響などのバランスを考慮し、カメムシ防除に使用する殺虫剤の使用方法の変更が必要か検討します。ネオニコチノイド系農薬は、カメムシに優れた防除効果を持ち、また人や水生生物に対する毒性が弱い特性があることから多くの都道府県で使用されています。現在のところ、カメムシなどの害虫だけにネオニコチノイド系農薬と同程度の防除効果を持ちながら、蜜蜂への悪影響が全くない殺虫剤は開発されていません。蜜蜂の被害を防止する観点を含めカメムシ防除に使用する殺虫剤やその適切な使用方法を検討するため、農林水産省は次のような情報の収集と解析を行っています。

- 各地域で実施されているカメムシ防除に用いられている防除方法（使用農薬及び使用方法）とその理由について詳細な情報
- ネオニコチノイド系農薬及びその他の殺虫剤について、カメムシの防除効果、蜜蜂に対する毒性、人や水生生物への毒性の比較
- 水田で発生している蜜蜂の被害実態
- 水田地帯においてカメムシ防除のためにネオニコチノイド系農薬をはじめ各種の殺虫剤が散布される時期に周辺の蜜蜂が受ける影響や農薬を浴びたり、花粉などを通じて体内に取り込む量

これらの情報をもとに、ネオニコチノイド系農薬やそれに代わる殺虫剤を用いることによる、防除効果への影響、蜜蜂への悪影響の程度、人や水生生物への影響などのバランスを考慮し、農薬の使用方法の変更が必要かどうかを検討し、必要であれば変更します。

■「小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について（要請）」について

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 5 日

関係団体各位

農林水産省生産局農産部

技術普及課

「小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について（要請）」について

平成 27 年 6 月 2 日付けで総務省、経済産業省及び国土交通省より「小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について（要請）」（別添 1）が小型無人機の製造者・輸入者・販売者（一覧は別添 2）に対して行われたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本要請の内容につきご理解頂くとともに、貴団体参加の会員に対して周知して頂くよう宜しくお願い致します。

別紙ー 1

小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力について（要請）

本年・4 月 22 日に、首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を受け、政府は 4 月 24 日に「小型無人機に関する関係府省庁進路会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進め、5 月 12 日に「小型無人機に関する当面の取組方針」をとりまとめたところです。

これを踏まえ、小型無人機の適正利用に向けた情報提供等の協力にいて、下記のとおり要請いたします。

記

1. 電波法に係る周知について

小型無人機の操縦等めために無線設備を使用するに当たっては、電波法の規定を遵守していただく必要があります。電波法で定める技術基準に合致していない無線設備を使用したり免許等の範囲を超えて無線局を運用するなどした場合、他の無線通信へ有害な影響を与えるだけでなく、電波法違反として刑罰の対象となるおそれがあります。

このため、その無線設備について技術基準適合証明等を取得するなどして技術基準に合致していることを確認すると共に、小型無人機の運用者に対して技術基準適合証明等を受けた無線設備の適正な利用を促すことを、貴会員関係各社等に周知するよう要請いたします。

2. 小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルール全体の骨子の周知について

「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子（平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ）」（別紙）については、今後、運用ルールの具体化に向けての指針となるものです。

政府としては本骨子において関係者に広く周知し、意見を幅広く聴取し、その意見を適切に反映させつつ、今国会にも必要な法案を取りまとめ、実施可能な点から段階的かつ早急に取組を進めることとしています。

また、小型無人機の機体自体の把握や機能の確保、操縦者の技量確保、小型無人機を使用した業務等については、関係者とめ十分な調整を図った上で、必要な法整備を含めたルールの取りまとめを進めることとしています。民間関係者においても、小型無人機の運航の安全の確保、適切な利活用による新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便向上の観点から、本骨子を踏まえた先行的、自主的な取組が期待されていることから、貴会員関係各社等に周知し、取組を促していただけますようお願いいたします。

平成27年6月2日

小型無人機に関する関係府省庁連絡会議

小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子

はじめに

本年4月22日に首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を踏まえ、政府においては、4月24日に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進め、5月12日には「小型無人機に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）を取りまとめるなど、一丸となって取組を進めてきている。

小型無人機は、「空の産業革命」ともいわれる新たな可能性を秘めた技術であり、今後、様々な分野で利活用されることで、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便や質の向上に資することが期待されている。その一方で、多数の国民が集まる場所において小型無人機が落下する事案などが発生したほか、プライバシーへの影響が懸念される状況となっている。我が国の技術力を活かした新たな産業の健全な発展を促し、我が国成長戦略に資するものとしていくとともに、国民の安全・安心を確保する観点から、小型無人機に関してバランスの取れた適切な運用ルールを構築することが求められている。

本骨子は、このような観点も踏まえ、上記「小型無人機に関する当面の取組方針」にお

いで記載された「安全・安心な運航の確保等に向けたルール作り」に関して政府が検討を行い、取りまとめたものであり、今後、運用ルールの具体化に向けての指針となるものである。

1.小型無人機に関する制度整備に向けた基本的考え方

(！) 安全な運航の確保に関する制度設計の基本的考え方

- 小型無人機に関する安全な運航を確保するため、具体的な運航方法、機体の安全性及び操縦者の技量等について、それぞれ、政策目的と政策実現手段とのバランスや優先順位・技術的合理性等に配慮しつつ、運用ルールのあり方について迅速に検討を進める。
- 小型無人機については、今後、技術開発や小型無人機を利用する事業等の発展が大いに見込まれることから、制度設計に当たっては、これらにに応じて柔軟に対応できるようなものとするよう検討を進める。
- なお、小型無人機の安全な運航の確保に関する具体的な対策の検討・実施に当たっては、小型無人機を巡る技術革新や利活用の発展スピード等を踏まえ、状況の変化に即した形で適宜見直しを行い、本骨子の具体化を進める。

(2) プライバシーへの配慮等、小型無人機の利用環境整備に関する基本的考え方

- 小型無人機の利活用に当たっては、
 - ①安全な運航の確保
 - ②プライバシーの保護 等が求められるが、②については、①の取組とは別に、現行制度上の課題を整理し、小型無人機の利用環境を整えるべく対応策を具体化していく。

2.小型無人機の安全な進航の確保に向けたルール

(i) 小型無人機の安全な運航の確保のために緊急に導入すべきルールについて

- 小型無人機は、その運航方法によっては、空中を飛行する航空機との衝突等の危険性があるほか、小型無人機の落下による地上の人や物への影響も想定される。しかしながら、現在、我が国において小型無人機の運航方法について具体的に定めたルールは存しない。

そこで、関係法令の遵守は当然として、その他に諸外国における規制等についての調査結果も踏まえ、航空機の運航や地上の人や物の安全確保等を図るため、まずは、小型無

人機全休についての具体的な運航方法に関する規制を早急に導入すべく、関係者の意見も踏まえて検討を行う。

- 例えば、

- ① 航空機の飛行への影響や、人又は家屋への危害等のおそれのある場合（例：空港周辺、人・家屋密集地等）における小型無人機の飛行は、安全確保の体制をとった事業者等に限る。

- ② 地上の人文は物件に対する危害等を予防するために、必要な方法（例：操縦に支障を来さないよう日中以外の飛行を禁止する等）に従って飛行させなければならないが、安全確保の体制をとる等の場合には、より柔軟な飛行を認める。

などの内容が考えられる。

（２）小型無人機の利用の促進と安全確保との両立に向けた制度設計について

- （１）の対応に続いて、以下に示した制度設計の方向性について関係者と調整を行い、国民の安心・安全の実現、新産業創出や国民生活の質の向上にも資する、小型無人機に関する制度を検討する。

- ① 小型無人機を使用する事業者等については、十分な安全対策を前提に、より柔軟に小型無人機を利用できるような環境を整備する。

- ② より大きな機体は、衝突一落下等の事故の場合に航空機や地上の人や物に対し大きな影響を与えることから、機体の技術基準の策定と適合性の確認や、操縦者の技量の水準の確認等といった、安全確保を図る仕組みを構築する。

- ③ より大きな機体に対する基準適合性チェックの仕組みによる機体把握について、事故発生時の対応や再発防止にも活用する。

- なお、小型無人機には、様々な大きさ、材質、飛行性能のものがあり、玩具に近いもの等に対して一律に機体の安全性や操縦技量について規制を課すことは、必ずしも適当ではない面がある。このため、より小さい機体等については、上記の制度の検討を待つまでもなく、

- ① 製造者、民間団体等における整備マニュアル策定や講習会の開催等を通じた、使用者への自主的な安全対策の取組、

- ② 民間の愛好者団体等による自主的な講習受講等、必要な知識と技量向上等の具体的な取組を促す。また、これらの小型無人機については、民間団体等による購入者・使用含め自主的な把握の強化等の具体的な取組を促す。

（３）小型無人機を業務や事業で使用する場合の、取り扱いについて

- 小型無人機を業務や事業に使用するケースについて実態の把握を進め、上記（１）（２）の検討を進めるに当たり、業務や事業の態様も踏まえて参考にとすることとする。

- 農薬散布や森林管理における小型無人機の活用といった、利活用の形態と機器の特性を踏まえたガイドラインの策定等の取組を民間団体等に促す。
- 国、自治体等の公的機関において災害対応、実証実験等のため小型無人機を利活用する場合については、公益の確保の観点から特別に取扱うことも含め検討を行う。

(4) 小型無人機の事故等の把握について

- 小型無人機の事故等のうち特に重大なもの等について、安全情報を収集し、今後の小型無人機の運航ルール等の見直しに活用する仕組みについて検討を進める。

(5) 関係者の役割と対応について

- 小型無人機の製造者、販売者等に対しては、「当面の取組方針」に基づき、今般関係省庁より要請を行うが、今後も、必要に応じてこれらの関係者に対する要請を行う。
- 小型無人機の製造者、販売者及び使用者については、それぞれの立場に応じて、例えば安全な運航ルールの周知徹底等に関し必要な協力が得られるよう、国において十分な調整や環境整備を進める。

3.小型無人機の健全な利活用に向けた環境の整備

小型無人機の健全な利活用に向けて、2.における小型無人機の安全な運航の確保とは別に、検討すべき課題として、被害発生時の第三者に対する救済、プライバシーの保護、犯罪・迷惑行為への対応等がある。これらの課題については、関係府省庁が相互に連携しつつ、対応策を具体化していく。

(1) 被害発生時の第三者に対する救済

- 事故等による第三者被害に対する賠償を填補するための保険加入を促進する具体的な方法について、その実施主体も含め、民間団体等との調整を進める。
- 小型無人機を使用した事業等について、消費者保護の観点も踏まえた、顧客や第三者とのトラブルの発生への対応については、責任の明確化を図る観点からガイドラインの導入等について検討する。

(2) プライバシーの保護 4 犯罪・迷惑行為への対応

- 「ICT サービス安心・安全研究会」における検討を踏まえ、小型無人機による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るプライバシー配慮の在り方を整理し、利用者をはじめとする関係者にルールの周知を図る。

- 小型無人機を使用した違法行為があった場合には、刑法始め所要の法律に基づき厳正に対処する。
- 小型無人機の製造者や販売者において、GPS 等を活用しあらかじめ設定された飛行が制限された空域で飛行を停止する等のプログラムを導入するよう、取組を働きかける。

(3) その他の論点

- 小型無人機の事業等における空域利用の効率化・活性化と土地所有権の侵害との調整を図るため、小型無人機が第三者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との法的課題について整理を進める。
- 特区制度を活用した新技術検証を速やかに行うための制度改正等を検討するとともに、高度な電波制用に関する環境整備に関する検討を進める。

4. 今後の進め方

- 政府は、本骨子について関係者に広く周知し、意見を幅広く聴取する。その意見を適切に反映させつつ、実施可能な点から段階的かつ早急は取組を進める。

とりわけ、2。(1)の小型無人機の運航方法の規制については、特に緊急の対応が求められることから、諸外国における規制等についての調査結果も踏まえ、速やかに必要な法案を取りまとめ、今国会にも提出するよう目指す。

- 小型無人機の機体自体の把握や機能の確保、操縦者の技量確保、小型無人機を使用した業務等については、関係者との十分な調整を図った上で、制度の在り方について検討を行い、必要に応じて法整備も視野に入れてルールを取りまとめを進める。
- また、民間等の関係者においても、小型無人機の運航の安全の確保、適切な利活用による新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便向上の観点から、本骨子を踏まえた先行的・自発的な取組を進めるよう期待する。

5. その他

- 現在議員立法として検討中の「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律（案）」が成立した場合には、危機管理に関する機能を担う機関の庁舎等の重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

以上

■ 食品に係るリスクアンケート調査の結果について

内閣府食品安全委員会

平成 27 年 6 月 13 日

内閣府食品安全委員会は 6 月 13 日、食品に係るリスクアンケート調査の結果について公表した。それによると、がんの原について、消費者と専門家でリスク認識に差が大きく考え方に違いがあるという。

具体的には、一般消費者の 4 割超が食品添加物ががんの原因となると考えている一方、同様に考える食品安全の専門家は 5%にとどまるとする調査結果を公表した。

農薬やカドミウムなど自然界にある金属元素などについても同様に一般消費者と専門家との間でのリスク認識に開きがある実態が浮き彫りとなった。

内閣府食品安全委員会事務局は 2 月から 3 月にかけて、全国の 20 代以上の男女、計 3600 人の一般消費者と食品安全委員会の専門委員計 161 人を対象にインターネットとメールでアンケート調査を実施した。

「たばこ」や「食品の焦げ」など 23 項目を示し、このうちがんの原因だと考える上位 5 項目の回答を求めた。その調査結果によると、専門家では「たばこ」90%と「加齢」78%が突出して多いのに対し、一般消費者は「たばこ」61%が最多であるのは同じだが、「比較的多様なものをがんの原因と考えている」傾向が明らかになった。また、「食品添加物」「農薬の残留」「カドミウム、メチル水銀、ヒ素などの自然界の金属元素」については、一般消費者はそれぞれ 42%、29%、20%ががんの原因になると認識しているのに対し、これらががんの原因になると考えている専門家は、いずれも 3~5%と少ない割合にとどまった。このほか、「飲酒」や「遺伝子組み換え食品」など 19 項目を挙げ、健康への影響に気を付けるべきと考えるものを上位 10 項目まで聞いたところ、「たばこ」や「過食や偏食」「アレルギー」などは、専門家の半数以上がいずれも 10 位以上と回答した一方、一般消費者はすべて 11 位以下だった。

■ 食品に係るリスクアンケート調査の結果については以下のアドレスからご覧下さい。

http://www.fsc.go.jp/osirase/risk_questionnaire.data/risk_questionnaire_20150513.pdf

【青森県】

トヤマ農材株式会社代表取締役会長の外山親俊様におかれましては、6月3日午前6時58分にご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

葬儀は6月7日に営まれました。後日、トヤマ農材株式会社主催の「お別れの会」が開催される予定です。(合掌)



皇居東御苑菖蒲園

写真: (M)

ウツギ（空木、学名：Deutzia crenata 英名：Deutzia、）

『夏は来ぬ』

卯の花の 匂う垣根に 時鳥（ホトトギス） 早も来鳴きて 忍音（しのびね） もらず
夏は来ぬ。



※『夏は来ぬ』は、作詞：佐佐木信綱、作曲：小山作之助により 1896 年に発表された日本の歌曲。

ここで、“卯の花の 匂う垣根”にと唄われる「卯の花」は、初夏に白い花を咲かせるウツギの花を指す。この花は旧暦の 4 月（卯月）頃に咲くことから「卯月の花」、「卯の花」と呼ばれた。

ウツギはアジサイ科ウツギ属の落葉低木で、名前の由来は、茎が中空のため空木（うつぎ）と命名。因みに、旧暦 4 月（新暦では 4 月下旬から 6 月上旬頃に当たる）を卯月というのは、「卯の花」が咲く季節から卯月と呼ばれたと言われている。

日本では北海道南部、本州、四国、九州に広く分布し、山野の路傍、崖地など日当たりの良い場所に生育する他、畑の生け垣にしたり観賞用に植えたりする。樹高は 1～4m で、よく分枝

し、樹皮は灰褐色、新しい枝は赤褐色を帯び星状毛が生える。葉の形は変化が多く、卵形、楕円形、卵状披針形になり、葉柄をもって対生する。

花期は 5～7 月。枝先に円錐花序をつけ、多くの白い花を咲かせる。普通、花弁は 5 枚で細長い、八重咲きなどもある。なお、ウツギ属の学名ドイツア(Deutzia)はオランダ人の植物学者ヨハン・ドイツ(Johan Detuz)の名前にちなむ。種小名の crenata は”円鋸歯状の”を意味している。

また、ウツギの材は太厚で堅く緻密なため木クギの材料になり、木工家具などの鉄クギが使用できない部分に用いられたり、小楊枝、小鳥の止まり木などにも利用されます。



※円錐花序（英語: panicle）とは、総状花序の、花に当たるところに総状花序がつくもの（左図参照）。なお、花序（かじょ）とは枝上における花の配列状態のこと。

花言葉：古風・風情・秘密 深い思い出